

議案第 5 4 号

北名古屋市国民健康保険税条例等の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

(北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年北名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第1条に次のただし書を加える。

ただし、附則第20項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 新条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。